第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和８年６月２日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和８年６月２日　午前９時開会

日 程 第 1　　会議録署名議員の指名
日 程 第 2　　会期の決定
日 程 第 3　　諸般の報告
日 程 第 4　　仮議長の選任
日 程 第 5　　町長提出議案上程
日 程 第 6　　町長行政報告及び提案理由の要旨説明
日 程 第 7　　提案理由の詳細説明（報告第２号～議案第 55 号）
日 程 第 8　　質疑
日 程 第 9　　委員会付託

本日の会議に付した事件

日 程 第 1　　会議録署名議員の指名
日 程 第 2　　会期の決定
日 程 第 3　　諸般の報告
日 程 第 4　　仮議長の選任
日 程 第 5　　町長提出議案上程
日 程 第 6　　町長行政報告及び提案理由の要旨説明
日 程 第 7　　提案理由の詳細説明（報告第２号～議案第 55 号）
日 程 第 8　　質疑
日 程 第 9　　委員会付託

出席議員（８名）

1 番	早 樋 徹 雄	4 番	高 橋 英 次
5 番	安 部 誠 也	6 番	景 山 登 美 男
7 番	安 部 　 丘	8 番	平 石 玲 児
9 番	岸 　 光 研	10 番	高 橋 　 徹

欠席議員（３番　内藤眞一）

欠員（　２番　）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	森山　篤	書記	日高　魂

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	曽田卓文
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	永井あけみ	防災危機管理室長	三島光暁
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部　農	福祉事務所長	高木ゆかり
産業振興課長	深石尚志	商工観光振興室長	門脇貴子
建設課長	田村　剛	基幹支所長	渡邊博司
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	藤原一也
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前９時００分開会

○議長（早樋　徹雄）　みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回飯南町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。なお、３番、内藤眞一議員から欠席届が提出されております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（早樋　徹雄）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、４番、高橋英次議員、５番、安部誠也議員の両名を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（早樋　徹雄）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

５月 28 日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会副委員長より

委員会の報告を求めます。７番、安部丘議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（安部　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部副委員長。

○議会運営委員会副委員長（安部　丘）　はい。

おはようございます。去る５月 28 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたのでご報告します。

会期は、本日から６月 12 日までの 11 日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、仮議長の選任、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。

３日と４日は休会とし、５日に本会議を再開し、一般質問を行います。６日、７日は休会とします。８日から 11 日まで、各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終 12 日は、午前９時より本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会副委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日６月２日から 12 日までの 11 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 12 月２日から 12 日までの 11 日間に決定いたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（早樋　徹雄）　日程第３、諸般の報告をいたします。

３月定例会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、３月 24 日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会での概要は、議員のお手元に配付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。提案された議案は全て可決されております。

また、５月 25 日に島根県町村議会議長会臨時総会が開催されました。その中で、議長会会長から、一身上の都合による退任届が提出をされ、了承をされました。後任に皆さんのご推挙により、私が６月 21 日から島根県町村議会議長会会長に就任することになりました。もとより重責ではございますが、飯南町議会の代表として全力で努めてまいりますので、皆様方

の一層のご協力をお願いいたします。以上、報告をいたします。

なお、これらの関係資料につきましては事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から、３月定例会以降本日までに実施された現金出納検査の結果報告がありました。本日、代表監査委員の出席がありますので、説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須　照男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須　照男）　番外。

みなさん、おはようございます。そういたしますと、去る５月21日に執行した例月現金出納検査の報告書を、議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯　監　第　５　号

令和８年５月21日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

飯南町監査委員　那　須　照　男

飯南町監査委員　平　石　怜　児

現金出納検査報告書

第１　検査の概要

１．検査の対象

飯南町長から提出された令和８年４月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

２．検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第２　検査の結果

飯南町の令和８年４月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

２．留意改善を要する事項　　なし

第３　その他　　なし

令和８年４月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますのでご覧いただきたいと思います。以上で検査報告を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　これで諸般の報告を終わります。

日程第４　仮議長の選任

○議長（早樋　徹雄）　日程第４、仮議長の選任をいたします。

お諮りいたします。本定例会は、内藤副議長が病気で欠席されるため、議長に事故が生じた場合に備えて、この会議における仮議長を選任しておきたいと思います。

仮議長の選任方法は、地方自治法第 160 条第３項の規定によって、議長に一任していただきたいと思います。

お諮りいたします。

仮議長の選任を私、議長に一任していただくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに仮議長を指名いたします。今定例会の仮議長に、９番、岸光研議員を指名いたします。

９番、岸議員、よろしいですか。

○９番（岸　光研）　９番。

承知いたしました。

○議長（早樋　徹雄）　それでは、もし議長に事故が生じた場合は、岸議員にお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

日程第５　町長提出議案上程

○議長（早樋　徹雄）　日程第５、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第２号から議案第 55 号までの 36 議案を一括上程いたします。

日程第６　町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋　徹雄）　日程第６、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。おはようございます。

本日の行政報告に先立ちまして、去る５月 27 日、飯南町議会議員でありました伊藤好晴議員が御逝去なさいました。

長年にわたり議員活動を通して、本町の町政発展にのためにご尽力いただきました。まだまだご活躍いただけるものと思っておりましたが、突然の訃報に接し、痛惜の念にたえません。ここに謹んで哀悼の意を表しまして、追悼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

本日、令和８年第３回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、２月 28 日のアメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃以降、中東情勢は極めて緊迫しており、世界の政治・経済を大きく揺るがしています。

国内においても、原油価格が高騰し、原油を精製して得られる「ナフサ」の不足により、プラスチックやゴム、塗料など、生活に必要な様々な製品に影響を及ぼしています。

国においては、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格急騰に対し、ガソリンや軽油の価格抑制策や、電気・ガス料金への補助といった物価高騰対策の実施を表明しています。

イラン情勢や国の動きに注視しつつ、町として必要な取組につきましては、迅速に対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、島根県町村議会議長会の会長就任についてであります。

先月 25 日に島根県町村議会議長会臨時総会が開催され、早樋 徹雄 飯南町議会議長が、新たに島根県町村議長会会長に就任されることとなりました。

卓越した手腕と豊富な経験をもって、ご活躍されることをお祈りしております。

次に、大しめ縄の架け替えについてであります。

８年ぶりとなる出雲大社の大しめ縄の架け替えが、いよいよ来月 21 日に迫ってまいりました。

現在、飯南町注連縄企業組合により鋭意製作が進められており、マスコミ取材も多く受け、テレビ等を通じＰＲがなされています。

この架け替えを記念した企画として、飯南町観光協会により「重ね捺しスタンプラリー」を行っており、大しめなわ創作館をはじめとした町内５カ所の施設を巡るイベントとして開催しています。

本町といたしましても、来月 18 日に予定されている撚り合わせ行事に向け、着々と準備を進めているところです。今回の架け替えを契機として、より多くの皆様に足を運んでいただき、本町の魅力を発信してまいります。

それでは、第３次飯南町総合振興計画の政策分野にもとづき、主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、保育所の今後のあり方に関する検討についてであります。

これまで「飯南町保育所あり方検討委員会」で検討を重ねられた結果として、先月 21 日に提言書の提出を受けました。今の飯南町の保育を将来に渡って続けていくために、現時点で考えられる具体的な対策として「保育所の設置数見直し」や「保育士の確保」に関して言及

された提言となっています。

また、提言された対策以外にも、将来に渡り安心・安全な保育を提供し続けるための有効な手立てがないかの検討も求められています。

今後は、保護者や地域住民の皆様へ、提言内容を説明の上、意見も伺いながら町としての方針を定め、可能なものから速やかに対応していきたいと考えております。

次に、学校の再編についてであります。

先月 26 日に、第２回の飯南町立小・中学校再編検討委員会を開催しました。

会議では、直近の出生数にもとづく児童生徒の将来推計や学校規模のあり方、保・小・中・高の連携など、今後の飯南町にふさわしい教育環境を考えるための論点を整理して、グループワークによる活発な意見交換が行われました。

また、志々小学校の統合については、志々地区協議会で閉校に向けた行事や円滑な頓原小学校への統合に向けた準備、統合後の地域の活性化などについて熱心に協議いただいています。

協議会では、今年度末の閉校に向けて閉校記念映像を制作し、歴史ある志々小学校への感謝の気持ちを映像として残すことをご提案いただいています。

このことから、関連する事業費について、本定例会に補正予算を計上しており、併せて同校の廃止について、関係条例の改正を本定例会に提案しております。

少子化に歯止めがかからない厳しい状況の中で、学校の再編は重要な行政課題であり、引き続き、関係の皆様のご意見を聞きながら、最適な方向性を示したいと考えております。

次に、みらい人材育成事業についてであります。

先月 13 日から 14 日にかけて、本町の生徒と島根大学に短期留学しているアメリカのミシガン州立大学の留学生との交流事業を、今年も行いました。

当日は飯南高校、頓原中学校の子どもたちが外国語活動やＩＣＴ授業の体験を行い、学校給食や教室の掃除などを一緒に行う中で、留学生との交流を深めました。

また、留学生には森林セラピー体験で本町の魅力も感じていただき、こうした交流事業をきっかけとして、本町の子どもたちが異文化や多様性を肌で感じ、視野の広い人材の育成につながることを期待しております。

次に、飯南高校の生徒募集についてであります。

昨年度は、三次市を含む近隣市町の中学校に出向いて、飯南高校の魅力を伝え、早い段階で学校説明会を開催するなど、積極的な生徒募集に取り組みました。

その結果、今年度の入学生は 55 名となり、そのうち県外からの入学生は６名でした。これにより、全校生徒数は 160 名で、町内生が約４割、町外生が約６割となりました。

来島地内に整備した滞在型地域交流拠点施設「三日市ＮＯＤＥ」の受け入れが今年度から始まり、飯南高校のさらなる魅力化を図りたいと考えており、高校と地域・行政との連携に

より、安定的な生徒数の確保に向け、取組を進めてまいります。

次に、飯南高校生に対するフィジー留学支援についてであります。

本町は、第３次総合振興計画に基づき、「これからの社会を生き抜く創造力ある人材」を育成するため、海外留学制度の検討を進めてきました。

こうした中、本町はフィジー共和国で語学学校「フィジー留学カラーズ」を運営する法人と、フィジーへの語学留学を支援する「株式会社アールイーカンパニー（大阪市）」の２者と、先月８日に連携協定を締結いたしました。

今回の連携は、飯南高校の魅力化を支援する「飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会」から、フィジー留学の支援に関するご提案をいただき、締結に至ったものです。

協定の締結を機に、飯南高校の魅力化を推進する施策として、同校の生徒を対象としたフィジー留学支援制度を創設し、事業実施に向けて準備を進めたいと考えていることから、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、水田農業の振興についてであります。

４月 20 日から 21 日にかけて、本町と連携協定を締結している東京農工大学大学院の豊田剛己（とよだこうき）教授が来町され、町内５カ所の圃場において実証試験を開始されました。

これは、令和３年から毎年実施いただいている町内の水田土壌及び河川・井戸の水質調査の結果を踏まえた取組であります。昨年開催した「エコロジー米生産者推進大会」では、「水稲調査のまとめ」についてご講演をいただき、本町の土壌分析の結果から不足している肥料成分について、実証的な試験を行うものです。

今後は、これらの成果を本町の水稲栽培の技術向上に活用できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、森林資源を活用した脱炭素の取組についてであります。

Ｊ－クレジット制度につきましては、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用、適切な森林管理などによって削減・吸収された「温室効果ガスの量」を、国が認証する制度です。

これまで、本町では森林資源を活用して 1,785t-CO2 のクレジットを創出し、このうち約 50％の 846t-CO2 を販売しています。

現在のＪ－クレジット制度における計画期間につきましては、令和９年度までとなっていることから、次期計画に向けた取組を進める必要があります。

次期計画にあたりましては、これまでクレジット販売に協力をいただいております「株式会社山陰合同銀行」に加え、同行と連携関係を構築し、クレジットの創出・販売に実績を有する「株式会社バイウィル」との三者連携により、さらなる取組の推進を図ってまいります。

次に、農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員につきましては、来月19日をもって任期満了を迎えます。

次期委員の任命にあたり募集を行ったところ、定数どおり14名の届出があり、うち女性委員が前回の１名から５名に増加いたしました。

今回届出のあった方は、農業に関する識見を有し、地域農業の振興にご尽力いただける適任者であると考えておりますので、委員の任命に関する同意案件を本定例会に提案しております。

次に、ぼたんまつりについてであります。

先月上旬から10日まで赤名観光ぼたん園で第51回ぼたんまつりが盛大に開催されました。ゴールデンウィーク後半には花も満開となり、町内外から多くの方が観賞に訪れておられました。

５月10日のメインイベントの日は、天候にも恵まれたことから、神楽などの屋外ステージや総勢約150名（13団体）の参加によるよさこい踊り、特産品抽選会などを楽しむ来場者でテント村の出展ブースも大盛況で、約８千人の来場者数となりました。

企画運営にご尽力いただきました実行委員会の皆様に感謝申し上げるとともに、今後もぼたん園をはじめ本町の魅力を体験できるイベントとして取り組んでまいります。

次に、飯南ヒルクライム2026についてであります。

来月25日に中国地方最大級のヒルクライム自転車レース、「飯南ヒルクライム2026」が、NPO法人サイクリストビューの主催により今年も開催されます。美郷町大和地区をスタート地点とし、谷地区の県道邑南飯南線から町道赤名井戸谷線を経由し向谷をゴールとした延長約7.７ｋｍ、高低差400mの過酷な飯南路のコースを、県内外のサイクリストが走破します。

昨年は142名の参加があり、今回も多くの方に参加いただければと思っており、町民の皆様には、沿道からのご声援をお願いいたします。

次に、全国建築板金競技大会についてであります。

２月28日から３月１日にかけて静岡県で開催された「第48回全国建築板金競技大会」に、本町から有限会社中山板金の中山 高樹（なかやまこうき）さんが参加され、建築技術の部において見事優勝を果たされました。

この大会は、将来の建築板金を担う後継者の発掘と育成を図ることを目的に開催されるもので、中山さんは優勝者として、先月28日に国土交通大臣賞を受賞されました。

中山さんのお父様もこの賞を受賞されており、親子で培われてきた努力に深く敬意を表しますとともに、このことが本町の商工業界全体にさらなる活力を与えてくれるものと期待しております。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

志津見ダムを活用した取組の一つである「ダム貯蔵酒」につきましては、今年度も、松江

市の李白酒造有限会社が製造された日本酒をダム堤体内に貯蔵いたしました。リムトンネルについても、サツマイモなどの貯蔵庫として活用する取組を行っています。

また、志津見ダム河川区域内の伐採木処分の新しい取組として、ダム管理支所内に木材や竹をチップ化する機械を導入されました。「小型チッパー」という枝葉を粉砕する機械で、チップ化した枝葉は肥料として利用できるとのことです。

「ポピー祭」につきましては、今月14日、東三瓶フラワーバレーにおいて開催いたします。昨年度は約５千５百人の来場者があったことから、今回も多くの方にご来場いただけると期待しております。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。

はじめに、定期予防接種についてであります。

帯状疱疹ワクチンの予防接種対象者の方には４月上旬に、また、肺炎球菌ワクチンの予防接種対象者の方には１カ月おきに、随時対象となるタイミングで接種のご案内を通知していますので、手続等をご確認ください。

インフルエンザの予防接種につきましては、75歳以上の方は、予防効果を高めるために「標準用量の４倍の抗原量となる高用量ワクチン」へ変更となり、ワクチン単価も上がることから、助成額の見直しを行うため、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

なお、新型コロナワクチン接種の自己負担額につきましても、ワクチン単価の増額に伴い見直しを行う予定としています。

詳細につきましては、８月から９月にかけてお知らせする予定としております。

次に、健康づくりの推進についてであります。

島根県では、９月を健康づくり強化月間と定め、各地域で設定されているウォーキングコースを活用したイベントを実施し、運動促進、健康づくりを推進されています。

この取組の中で、しまね健康寿命延伸プロジェクト「謎解きウォークラリーしまねクエスト2026」が、本町で開催されることとなりました。

９月から12月にかけて開催されるこのイベントをきっかけとして、本町においても住民の継続した運動意識の機運醸成に繋げたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム（介護事業）統合に向けた支援についてであります。

現在、町が主体となって飯南病院付近の建設予定地の造成工事を進めており、８月末の完成を目指しています。９月に敷地内の電柱移転を行い、10月には法人において、施設建設の発注が行われる予定です。

なお、町が現在施工中の造成工事において、仮設工等の変更が必要となるため、議会の議決を求めるための議案を、本定例会に提案しております。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

医師の体制につきましては、４月から新たに島根県からの派遣として今岡真里菜先生に着

任いただいています。

今後、診療業務はもとより、地域にも慣れていただきながら、本町の地域医療の充実のため、その力を十分に発揮していただきたいと期待しています。

医師以外では、新たに看護師２名、歯科衛生士２名を正規職員として採用いたしました。研修や実務を通じて、確かな知識と技術を身につけ、地域医療の充実を図りたいと考えております。

次に、病院事業の経営改善への取組についてであります。

病院事業運営につきましては、人件費の増加や診療材料、光熱水費等の物価高騰に加え、昨今の中東情勢など国際情勢の影響による様々な価格の上昇も懸念されており、経営的に厳しい状況が今後も見込まれます。

このため、飯南病院内に病床利用率向上や収益改善に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、診療報酬の各種加算の取得状況点検、業務効率化などについて検討を進め、経営基盤の強化に努めています。

また、電子カルテの次期更新に向けた検討プロジェクトも立ち上げ、医療安全や業務効率の向上を図るとともに、システム運用経費の縮減や保守体制の見直しなども含め、機能性とコストの両立を目指した検討を進めてまいります。

令和８年診療報酬につきましては、今月１日から改定され、診療報酬単価が約３％引き上げられました。

施設基準の届出をはじめ必要な手続きは既に完了していますが、今後も日々の点検や情報共有を徹底し、適正かつ確実な診療報酬算定に努め、安定した収益確保につなげてまいります。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。

はじめに、消防操法大会についてであります。

島根県の消防操法大会につきましては、令和６年度以降、隔年開催となっていますが、来月５日に開催される「第 68 回島根県消防操法大会」に、ポンプ車操法の部で第１分団が出場予定です。

消防団員の皆様におかれましては、災害に即応できる心身の鍛錬、技術の練磨に努めていただき、住民の厚い信頼と期待に応えていただいていることに感謝と敬意を表しますとともに、出場される選手並びに団員の皆様には、訓練の成果を十分に発揮し、健闘されることを期待しております。

次に、大規模災害時における連携に関する協定の締結についてであります。

先月 29 日、雲南地区測量設計協会（会長：田中 賢一）と「災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定」を締結いたしました。

雲南地区測量設計協会は、会員 16 社で構成され、平素から研修会等を通じて技術力の向上

に務められるとともに、災害等の緊急時にも迅速に対応できる体制を整えておられます。

この度の協定により、町内で大規模災害が発生した際には、ドローン等を活用した被災状況の把握をはじめ、現地調査、写真撮影、概略図作成などについて応援いただけることとなりました。

この協定により、災害時における被災施設等の迅速かつ適切な機能維持及び復旧に向けた体制の強化が図られるものと考えており、大変心強く感じているところであります。

次に、犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

犯罪被害に遭われた方々の権利利益の保護を図るとともに、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に「犯罪被害者等支援条例」を制定することとしました。

犯罪被害は、誰の身にも起こりうるものであり、被害者やそのご家族は、被害後も経済的困窮や二次被害など、多大な苦難に直面されます。

被害に遭われた方々が孤立せず、再び安心して暮らせるよう、まち全体で被害者を支えあう地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、災害復旧事業の進捗についてであります。

令和７年度に発生した災害復旧事業は、農地災害４件、農業用施設災害１件、河川災害２件の計７件となっており、このうち河川災害１件を除く６件を繰り越して実施しておりますが、現在５件が竣工し、残る農地災害１件につきましては、８月中の竣工を予定しています。

今年も出水期を迎えることから、被災個所を含め、引き続きパトロール等による警戒に努めてまいります。

次に、雲南圏域のごみ処理に向けた検討についてであります。

広域ごみ処理施設の整備につきましては、昨年度、施設整備費の再算定やごみ処理業務を外部に委託した場合の経費試算を行うなど、再検討に必要となる基礎資料を作成・整理してきました。

そして、物価動向等を踏まえ再試算を行った結果、基本構想時 122 億円だった施設整備費は、敷地造成費や周辺環境設備費も含め約 210 億円が必要となる見込みとなり、ごみ処理業務を外部委託するほうが経費的に有利となる試算結果となりました。

最終的な結論は、経費面のみならず、様々なメリット・デメリットを含めて総合的な判断が必要と考えていますが、整理した基礎資料に基づき、可能な限り早期に１市２町で方針を決定したいと考えております。

次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。

はじめに、令和８年春の叙勲についてであります。

４月 29 日に受章者が発表され、本町からは都加賀の景山 武さんが、飯南町選挙管理委員会委員として多年にわたり選挙事務の執行に尽力され、公正かつ迅速な選挙運営に寄与され

た功労により「旭日双光章」の栄に浴されました。

受章されました景山様のこれまでのご功労にあらためて深く感謝申し上げますとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、地域おこし協力隊を活用した人口減少対策についてであります。

今年度の新たな施策として「ＩＴを学びながら地域協力活動を行う協力隊」を募集しています。

この協力隊は「企業等受入型地域おこし協力隊」として委嘱したものであり、今年４月に赤名連坦地内へ事業所を開設された「Local Impact Design 飯南株式会社」を受入企業として、現在６名の協力隊に活動いただいています。

この協力隊がＩＴの学びと地域協力活動を実施するにあたっては、東京都に本社を置くＩＴ企業である「株式会社 ＬＵＬＬ（ラル)」と、同じく東京都を拠点として活動する「一般社団法人 離島百貨店」の２者と包括連携協定を３月に締結し、支援を行っていただいています。

今月 10 日には、協力隊の受入を希望される町内の企業・団体等を対象に事業説明会を開催する予定であり、人材不足と地域課題の解決に繋がるよう、協力隊と町内企業等とのマッチングを進めたいと考えております。

次に、令和８年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、飯南高校支援のためのバス車両更新（45 人乗）に２千６百万円余、戸籍システム・住民基本台帳システムの改修費用として７百万円余、事業所用住宅整備に関する定住対策補助金に３百万円、志々小学校の閉校記念行事実施費用として２百万円余、インフルエンザワクチンの変更に伴う助成費用として１百万円余など、総額３千６百万円余を計上しております。

今回提案いたします議案等は、令和７年度繰越明許費など報告案件２件、農業委員会委員の任命の同意案件 14 件、専決処分の承認を要する案件４件、条例の制定や財産の取得など議決を要する案件 10 件、令和８年度飯南町一般会計補正予算(第１号)など、予算案件６件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋　徹雄）　ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で 10 時 10 分といたします。

午前　９時４７分休憩

……

午前１０時０９分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

日程第７　提案理由の詳細説明

○議長（早樋　徹雄）　日程第７、提案理由の詳細説明を行います。

報告第２号、令和７年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。それでは報告第２号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第２項の規定により議会に報告する。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

１ページ、繰越明許費繰越計算書です。

それぞれ繰越した事業名と、繰越し額、財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。一般会計の繰越し事業は全部で 19 事業で、令和６年度の 15 事業より増加しておりますが、繰越し総額については令和６年度より 9,100 万円減となる２億 6,300 万円余となっております。

次に、その財源内訳については合計欄をご覧ください。国県支出金 6,866 万４千円、町債１億 4,600 万円、その他特定財源 28 万７千円、一般財源 4,861 万７千円です。

続いて２ページをお願いします。

５月末時点における繰越し事業の進捗状況について記載をしています。進捗状況の欄には、契約済みか否か、また、事業の内容や完了予定月を、完了予定月等を記載しております。

19 事業 28 件のうち、現在実施中の給付金事業２件を除いて、契約済み、給付済みで 16 件となっており、５月末までに完了したものが８件となっています。残りの 18 件についても大半が年内の完了を目指し、現在業務を進めているところです。報告第２号につきましては以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第３号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村建設課長。

○建設課長（田村　　剛）　番外。報告第３号について説明します。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第１項の規定により、令和７年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第３項の規定により報告する。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをお願いします。

令和７年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書について説明します。地方公営企業法第 26 条第１項の規定による繰越額です。繰越事業は１事業、繰越し額は 1,064 万８千円となっており、その財源につきましては、全額工事負担金です。

次のページをお願いします。

５月 31 日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。繰越しは、建設改良費１事業で、真木張戸農道水道管支障移転工事で、契約済みであり、９月完了を予定しています。報告第３号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、同意第７号、農業委員会の委員の任命についてから、同意第 20 号、同じく農業委員会の委員の任命についてまでの 14 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。同意第７号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□番地。氏名、藤谷　貴美。生年月日、□□□□年□月□□日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。

同意第７号の説明は以上です。

次に、同意第８号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□番地。氏名、門　真一郎。生年月日、□□□□年□□月□□日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
同意第８号の説明は以上です。

次に、同意第９号について説明します。
次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、宇都宮　友美。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
同意第９号の説明は以上です。

次に、同意第 10 号について説明します。
次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、中祖　勉。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
同意第 10 号の説明は以上です。

次に、同意第 11 号について説明します。
次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、安部　孝志。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
同意第 11 号の説明は以上です。

次に、同意第 12 号について説明します。
次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。

住所、飯南町□□□□□番地。氏名、澤畠　ひかる。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第 12 号の説明は以上です。

　次に、同意第 13 号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、今岡　和登。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第 13 号の説明は以上です。

　次に、同意第 14 号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、加瀬部　一倫。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第 14 号の説明は以上です。

　次に、同意第 15 号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、戸田　佳代。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第 15 号の説明は以上です。

　次に、同意第 16 号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律

第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、景山　昇。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第16号の説明は以上です。

　次に、同意第17号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、別木　哲夫。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第17号の説明は以上です。

　次に、同意第18号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、石橋　洋司。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第18号の説明は以上です。

　次に、同意第19号について説明します。
　次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、飯南町□□□□□番地。氏名、井上　優。生年月日、□□□□年□□月□□日。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。
　同意第19号の説明は以上です。

次に、同意第20号について説明します。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□番地。氏名、伊藤　厚志。生年月日、□□□□年□□月□□日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますので、ご覧ください。

同意第20号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。承認第２号について説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。

（処分事項）飯南町税条例（平成17年飯南町条例第45号）の一部を改正する条例の制定について。処分年月日、令和８年３月31日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをお願いいたします。

専決第２号、専決処分書です。飯南町税条例（平成17年飯南町条例第45号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月31日。飯南町長。

続く１ページより改正文をつけておりますが、読み上げは省略させていただき、10ページからの説明資料において説明を行います。10ページのほうをお願いいたします。

一つ目、提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、飯南町税条例の一部を改正するものです。

二つ目、改正条例の概要です。主なものについて説明します。

まず（１）令和元年10月に創設された軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正になります。

続いて、（２）（３）個人の町民税における住宅借入金特別控除に関する規定の整備や適用期限の延長になります。

続いて、（５）令和19年度までとされていた復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特

別所得税の創設に伴う規定の整備になります。

続いて、（８）固定資産税の課税の基準となる免税点において、令和９年度から家屋及び償却資産の免税点が引き上げられることによる改正になります。

続いて 11 ページになります。

（９）特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除、これはセルフメディケーション税制による医療費控除になりますが、令和９年度までとされていた適用期限の延長になります。

続いて、(11)(12) 固定資産税に関する改正による項ズレの反映や規定の整備になります。

続いて、(13) になりますが、土地等譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の見直しに伴う規定の整備と、適用期限の延長になります。

続いて３の施行期日です。原則施行日は、令和８年４月１日となりますが、２の（３）（６）（７）（９）は、令和９年１月１日、２の（８）固定資産税の免税点に係る改正は、令和９年４月１日、２の（５）(13) は、令和 10 年１月１日、２の（10）は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の１月１日となります。

続く 12 ページからは、新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。承認第２号についての説明は以上となります。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町一般会計補正予算（第９号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（曽田　卓文）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　曽田副町長。

○副町長（曽田　卓文）　番外。承認第３号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和７年度飯南町一般会計補正予算（第９号）について。

処分年月日、令和８年３月 31 日。

令和８年６月２日　提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第３号について説明します。令和７年度飯南町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,436 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 7,994 万７千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年３月31日　専決。飯南町長。

次のページをご覧ください。２ページ、第１表　歳入歳出予算補正、まず歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方譲与税。補正前の額から158万９千円を減額し、１億1,544万１千円。

款、地方特例交付金。補正前の額に48万９千円を追加し、162万５千円。

款、地方交付税。補正前の額に7,594万３千円を追加し、44億2,230万３千円。

款、交通安全対策特別交付金。補正前の額から62万４千円を減額し、補正後ゼロ円。

款、分担金及び負担金。補正前の額から230万４千円を減額し、6,841万３千円。

款、国庫支出金。補正前の額に2,441万５千円を追加し、６億6,556万円。

款、県支出金。補正前の額から274万５千円を減額し、５億2,323万６千円。

款、財産収入。補正前の額に224万８千円を追加し、3,224万４千円。

款、寄付金。補正前の額から4,123万３千円を減額し、１億2,145万８千円。

款、繰入金。補正前の額から１億1,630万円を減額し、３億6,994万３千円。

款、諸収入。補正前の額に104万円を追加し、２億6,441万７千円。

款、町債。補正前の額から370万円を減額し、７億9,560万円。

歳入合計。補正前の額から6,436万円を減額し、81億7,994万７千円。

続いて、４ページをご覧ください。歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額から5,509万４千円を減額し、14億9,028万２千円。

款、民生費。補正前の額から398万８千円を減額し、16億232万円。

款、農林水産業費。補正前の額から826万９千円を減額し、６億7,105万７千円。

款、土木費。補正前の額に865万９千円を追加し、７億1,550万１千円。

款、災害復旧費。補正前の額から566万８千円を減額し、4,703万２千円。

歳出合計、補正前の額から6,436万円を減額し、81億7,994万７千円。

続いて、５ページ、第２表　繰越明許費補正（追加）です。

款、総務費、項、総務管理費。事業名、滞在型地域交流拠点整備事業390万３千円。これは、滞在型地域交流拠点整備に係る工損調査について、年度内工事完了が困難となり、繰越しをするものです。

款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、町道リフレッシュ事業地方特定1,000万円。これ

は、他の事業で不用となった過疎債を活用し、町道リフレッシュ事業を追加することによるものです。

続いて、６ページ、第３表　地方債補正変更です。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債。変更前限度額に対して 220 万円減額し、変更後限度額 1 億 3,640 万円。これは、子ども等医療費助成事業の事業費確定により減額するものです。

起債の目的、道路事業債。変更前限度額に対して 1,460 万円増額し、変更後限度額 1 億 2,180 万円。これは、国交付金の交付決定による財源変更及び、他事業で不用となった過疎債を活用し、事業を追加することにより増額するものです。

起債の目的、公営住宅建設事業債。変更前限度額に対して 360 万円減額し、変更後限度額 5,490 万円。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し 1,000 万円減額し、変更後限度額 150 万円。

起債の目的、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し 250 万円減額し、変更後限度額 8,000 万円。

これらは、事業費補助金額の確定に伴い減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは７ページから事項別明細書ですが、めくっていただきまして８ページ、１総括です。歳入は説明を省略させていただき９ページ、歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金 2,167 万円の増、地方債 370 万円の減。その他特定財源 4,372 万６千円の減、一般財源 3,860 万４千円の減です。

続いて 10 ページをお願いします。２歳入です。概要説明資料 1 ページになります。

本専決におきましては、歳出事業の確定によりまして、事務手続上必要な交付金、補助金、起債事業の精算に係る必要最小限の補正としております。

はじめに歳入につきまして説明します。

款、地方譲与税、項、目ともに、森林環境譲与税は、譲与税の確定によります減額です。

次に、款、地方特例交付金、項、目ともに、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については交付額決定に伴います計上です。

次に、款、項、目、いずれも地方交付税です。特別交付税は交付決定によるものですが、除雪費などの増額はありますが、僻地医療に関する算定見直しなどの影響によりまして、

7,500万円余の補正額となっております。

特別交付税総額では、昨年度より9,500万円減となる５億2,500万円余の交付となっています。今回の算定見直しについてはやむを得ないと考えているところですが、今後も町村会や県内町村と連携した取組みを行いまして、引き続き交付税の確保に努めていきたいと考えております。

次に、款、項、目、いずれも交通安全対策特別交付金です。前年並みと見込んでおりましたが、交通事故発生件数により交付されるようでありまして、基準に満たないことから、不交付となったところです。

続いて、款、分担金及び負担金から、次の11ページ、款、国庫支出金、項、国庫負担金まで、いずれも各事業の事業費確定に伴います分担金負担金の減額となっています。

続いて、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、及び、目、土木費国庫補助金については、各事業の事業費確定に伴い交付額が確定したものですが、前年と比較すると、積雪量が少なかったものの、土木費国庫補助金においては、除雪事業への臨時補助金を交付決定があったところです。

次に、款、県支出金、項、県補助金、及び、その下の項、委託金については、いずれも各事業の事業費確定に伴います補助金、交付金、委託金の増減となっております。

続いて12ページをお願いします。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金運用益の確定による増額です。

次に、項、財産売払収入、目、不動産売払収入は、立木売払実績による減額ですが、施業予定地の見送りによるものです。

次に、款、項ともに寄付金、目、指定寄付金は、ふるさと納税が伸び悩んだことにより減額するもの。

次に、款、繰入金、項、基金繰入金ですが、事業費確定等に伴いまして、財政調整基金は全額、減債基金は一部の戻入れを行うもの。ふるさと納税の実績によります減額です。

続いて、款、諸収入、項、雑入ですが、児童の長期入院に対する高額療養費納付金の増額によるものです。

続いて13ページをお願いします。歳入最後となります款、項、町債につきましては、いずれも各事業の事業費確定、補助金等の確定に伴います起債借入れ額の増減となっています。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは、14ページ、歳出をお願いします。概要説明資料は３ページです。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。電算等経常管理費は、ガバメントクラウド移行時期の延期によります減額と、職員パソコン更新の入札減に伴う減額です。

続く電算等臨時管理費は、ガバメントクラウド移行に係る経費の実績による減額とデジタル基盤改革支援補助金の交付決定によります財源変更です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

目、企画費。ふるさと応援寄附促進事業につきましては、ふるさと納税の寄附額が伸び悩んだことによります事業費の確定による減額です。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて、目、基金費です。基金運用益の確定によりまして、減債基金、若者女性応援基金に積立てを行うほか、ふるさと納税の実績によるふるさと応援基金積立金は減額、森林振興事業等の確定によります森林環境譲与税積立金は増額を行うものです。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、項、目とも戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、財源となる補助金交付額の確定に伴う財源変更です。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて、15 ページをお願いします。

項、選挙費、目、衆議院議員選挙費は、事業費確定に伴う減額です。

なお、本事業費には一部人件費、報酬、職員手当が含まれていますので、後ほど給与費明細書で説明します。

○保健福祉課長（安部　　農）

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費。雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、交付決定による財源変更です。

款、民生費、項、児童福祉費、目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、事業費確定による減額です。

○産業振興課長（深石　尚志）

続いて 16 ページ。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業振興経常管理費は、県の補助金確定による財源変更です。

中山間直接支払事業は、事業費確定による減額です。

項、林業費、目、林業振興費。木質バイオマス推進事業、森林経営管理制度推進事業は、事業費確定による減額です。

概要書４ページ、目、造林費。町行造林事業補助は、事業費確定による減額です。

○建設課長（田村　　剛）

款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業につきましては、国の

臨時道路除雪事業補助金交付決定に伴う財源変更です。

続いて予算書17ページです。

目、道路橋梁新設改良費。町道新市赤名線整備事業交付金につきましては、社会資本整備総合交付金交付決定に伴う財源変更です。

町道リフレッシュ事業地方特定につきましては、過疎債の不用額活用による増額です。

項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては公営企業会計で説明します。

項、住宅費、目、住宅管理費。公営住宅臨時管理費と、目、住宅建設費。公営住宅建設事業、及び、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業につきましては、いずれも事業費確定による減額です。

目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、補助金交付決定に伴う財源変更です。

続いて、予算書18ページです。

項、目、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧につきましては、事業費確定による減額です。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて19ページお願いします。

給与費明細書です。はじめに1特別職です。比較の欄をご覧ください。

その他の欄で、４人の減、３万5,000円の減額ですが、本年２月に実施された衆議院議員選挙の事業費確定により、開票立会人に係る報酬について、実績による減額です。

続いて20ページをお願いします。２一般職になりますが、1総括。次の21ページの合計になりますので、21ページのほうお願いします。21ページです。

ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員ですが、比較の欄をご覧ください。衆議院議員選挙の事業費確定によりまして、職員手当が64万7,000円の減額です。

続いて、その下、イ会計年度任用職員についても同じく比較の欄をご覧ください。こちらも衆議院議員選挙の事業費確定による職員手当６万5,000円の減額です。

続く22ページには、給料及び職員手当の増減額の明細を記載していますので、ご確認ください。承認第３号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第６号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋　克裕）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋　克裕）　番外。承認第４号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第６号）について。

処分年月日、令和８年３月31日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページです。専決第４号、第１条　令和７年度飯南町病院事業会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款　病院事業費用。既決予定額に200万円を追加し、12億6,729万２千円。

第２項　医業外費用。既決予定額に200万円を追加し、1,082万５千円。

令和８年３月31日　専決、飯南町長。

次のページ、実施計画書です。目について読み上げます。

１.収益的支出。支出です。目、消費税。既決予定額に200万円を追加し、500万円。

次のページです。明細書になります。

１.収益的支出。支出。目、消費税につきましては、支払消費税が増額の見込みとなり、既定予算では不足することとなるため補正するものです。

次のページからキャッシュフロー計算書等、添付しておりますので、こちらはご覧いただければと思います。説明は以上になります。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第５号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村建設課長。

○建設課長（田村　　剛）　番外。承認第５号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第５号）について。

処分年月日、令和８年３月31日。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをお願いします。専決第５号について説明します。

第1条　令和７年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款　資本的収入。既決予定額に130万５千円を追加し、２億4,220万６千円。

第５項　一般会計出資金。既決予定額に 130 万５千円を追加し、6,050 万７千円。
支出。第１款　資本的支出。既決予定額に 130 万５千円を追加し、２億 5,492 万２千円。
第１項　建設改良費。既決予定額に 130 万５千円を追加し、7,071 万７千円。
第３条　予算第９条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4,761 万９千円に改める。
令和８年３月 31 日　専決、飯南町長。
　次に、２ページ、実施計画書です。目について読み上げます。
1.資本的収入及び支出。
収入。目、一般会計出資金。既決予定額に 130 万５千円を追加し、6,050 万７千円。
支出。目、建設改良費。既決予定額に 130 万５千円を追加し、7,071 万７千円。
　次に、３ページ、明細書です。概要説明資料は６ページです。
1.資本的収入及び支出。
収入。目、一般会計出資金につきましては、３月補正の歳出入力誤りに伴う増額です。
支出。目、建設改良費につきましては、令和７年度に変更しました企業会計システムの操作誤りによりまして、３月補正において多く減額したために、増額をするものです。
　次の４ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましては、ご覧ください。承認第５号の説明は以上です。
○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。
　次に、議案第 40 号、飯南町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
○防災危機管理室長（三島　光暁）　議長。
○議長（早樋　徹雄）　三島防災危機管理室長。
○防災危機管理室長（三島　光暁）　番外。議案第 40 号について説明します。
　飯南町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次の１ページから３ページに制定文をつけていますが、読み上げは省略し、４ページの説明資料をご覧ください。
　まず、この飯南町犯罪被害者等支援条例は、島根県警察本部と雲南警察署からの制定の要請を受け、島根県等の条例を参考に組立てております。
　この条例は、島根県内で制定している市町村は大変少ない状況ではございますが、島根県を除く中国地方の市町村の約 90％が制定されておりまして、今後島根県内でも条例整備が進むと想定しております。
　では、条例の説明をいたします。
　まず、１の提案の理由です。犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、町民が

安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の支援に関する基準を定めるものです。

２の条例の概要です。（１）総則、アの基本理念です。犯罪被害者等の支援は、平穏な生活ができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを目指すものです。

イの町の責務として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することを定めております。

ウの町民等、事業者の役割として、町がこの条例に基づき実施する施策についての理解を含め、条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものと定めております。

次に、（２）具体的な施策等です。アの情報の提供等です。犯罪被害者等が直面している様々な問題についての必要な情報の提供をし、関係機関等との連携調整を行います。

次に、イの見舞金の支給です。犯罪被害者等のうち規則で定める者に対し、一時金として見舞金を支給します。

続けて５ページをご覧ください。ウの居住の安定に向けた支援です。現在生活している住居での生活することが困難となった場合、一時的に町営住宅の入居における必要な支援を行います。

エの町民等及び事業者の理解の増進として、犯罪被害者等の支援の必要性について、町民等及び事業者が理解を深めることができるよう、必要な施策を講じていきます。

３の施行期日です。施行期日は公布の日としております。議案第40号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第41号、飯南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。それでは議案第41号について説明します。

飯南町行政手続条例（平成17年飯南町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

続く１ページには改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、２ページの説明資料にて説明します。

はじめに、１　提案理由です。行政手続法の一部改正に伴い、町民の利便性の向上を図るため、聴聞の通知に関する規定について、所要の改正を行うものです。

続いて、２　改正条例の概要です。聴聞の通知等の公示送達の方法として、役場掲示板への掲示に加え、インターネットを通じて閲覧できる規定を追加するものです。具体的には町ホームページへの掲載などになります。

３　施行期日は公布の日としております。

３ページからは、新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第42号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　三島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　番外。議案第42号について説明します。

飯南町消防団員等公務災害補償条例（平成17年飯南町条例第158号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、２ページからの説明資料で説明いたします。２ページをご覧ください。

１の提案理由です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２の改正条例の概要です。改正内容は、葬祭補償の定額部分の額の改正です。31万5,000円を33万円に改正となります。

３の施行期日です。公布の日からですが、令和８年４月１日からの適用となります。

３ページには新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。議案第42号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、11時15分といたします。

午前１１時０３分休憩

……

午前１１時１５分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

議案第43号、飯南町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第44号、飯南町立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について。及び議案第45号、飯南町みらい人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について。の３議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。議案第43号について説明します。

飯南町立学校設置条例（平成17年飯南町条例第71号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、２ページの資料で説明します。２ページをご覧ください。

１　提案理由についてです。令和９年４月に志々小学校を頓原小学校に統合するため、条例を一部改正するものです。

２　改正する条例の概要です。（１）小学校の名称及び位置について。別表第１中「飯南町立志々小学校」及び「飯南町八神169番地」を削るものです。

３　施行期日は、令和９年４月１日です。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第44号について説明します。

飯南町立学校施設使用条例（平成17年飯南町条例第78号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、２ページの資料で説明をします。２ページをご覧ください。

１　提案理由についてです。令和９年４月に志々小学校が頓原小学校に統合することに伴い、条例の一部を改正するものです。

２　改正する条例の概要です。（１）目的外使用の対象について。別表第１中「志々小学校」及び志々小学校の「特別教室等」を削るものです。

３　施行期日は、令和９年４月１日です。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第45号について説明します。

飯南町みらい人材育成基金条例（令和元年飯南町条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、２ページの資料で説明します。２ページをご覧ください。

１　提案理由についてです。飯南町総合振興計画の改定に伴い、当該計画との整合を図るものです。

２　改正条例の概要です。第１条、設置についての改正です。「飯南町総合振興計画の基本方針のひとつ、飯南から世界を舞台に活躍できる人材を育てるため」を「飯南町総合振興計画に掲げる創造力のある未来の人づくりのため」に改めるものです。

３　施行期日は、公布の日です。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号、令和８年度頓原地区こども広場整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。議案第46号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年飯南町条例第48号）に基づき、令和８年度頓原地区こども広場整備工事を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙となります。

１　工事名、令和８年度頓原地区こども広場整備工事。

１　契約の方法、指名競争入札。

１　請負金額、金8,371万円。うち消費税相当額761万円。

１　契約する相手の住所及び名称、島根県飯石郡飯南町頓原2144番地。株式会社後藤建設代表取締役　後藤幹司。

１　契約の時期、飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

２ページをご覧ください。入札状況書となります。

工事名、令和８年度頓原地区こども広場整備工事。入札の日時は、令和８年５月20日午前９時１分。落札金額は7,610万円で、入札の方法は指名競争入札となります。落札者は、株式会社後藤建設。以下に入札の状況を記載しておりますのでご覧ください。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となり、仮契約金額は8,371万円となります。なお、落札率は97.91％でした。

続く３ページに、建設工事請負仮契約書の写しをつけていますので、ご覧ください。

議案第46号についての説明は以上となります。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第47号、令和７年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第47号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(平成17年飯南町条例第48号）に基づき、令和７年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（１工区）を別紙のとおり請負変更契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次の１ページをお願いします。別紙です。

１　工事名、令和７年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（１工区)。

１　請負金額、一金5,910万800円。751万800円の増額でございます。

１　契約する相手の住所及び名称、島根県飯石郡飯南町都加賀69番地、株式会社藤原建設、代表取締役　藤原直城。

１　契約の時期、議会の議決日を本契約とする。

２ページをお願いします。説明資料、工事変更概要書です。

変更点につきましては、排水構造物工において湧水箇所が判明したため、地下排水処理の追加により27万３千円の増額。

仮設工において、造成工事を行う地元との協議により表土を指定の残土場へ搬入することとなり、その残土場への搬入や、盛土材採取場への進入に要する敷鉄板、敷砂利の追加等、当初想定しない仮設工が必要となったことによる954万７千円の増額。

その他の変更として、現場試験等の追加と交通誘導員の減に伴う299万２千円の減額が生じ、全体で682万８千円に消費税を加えた751万800円を増額するものです。

以下、入札率による変更請負額の算出式を記載しております。

また、次ページには仮契約書を添付しておりますのでご確認ください。議案第47号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第48号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　三島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　番外。議案第48号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年飯南町

条例第48号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙になります。

1　取得の内容、消防軽積載車２台。

1　取得の目的、消防軽積載車の整備。

1　取得の方法、指名競争入札。

1　取得金額、金1,771万円。うち消費税相当額161万円。

1　契約する相手の住所及び名称、島根県松江市学園1丁目６番14号、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、支店長　岡先利幸。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名は、令和８年度飯南町消防軽積載車購入事業。入札の日時は、令和８年４月22日水曜日、午後1時20分。落札金額は、1,610万円。入札の方法は、指名競争入札。落札者は、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店です。順位等はご覧のとおりです。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。仮契約金額は1,771万円です。落札率は87.73%でした。

次の３ページに物品売買仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。

なお、購入車両は、第1分団上赤名地区1台と第７分団花栗地区1台の車両を更新するものです。議案第48号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第49号、財産（町営バス車両）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。議案第49号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年飯南町条例第48号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙となります。

1　取得の内容、町営バス車両1台。

1　取得の目的、町営バス車両の整備。

1　取得の方法、一般競争入札。

1　取得金額、1,331万2,290円。うち消費税相当額120万4,500円。

１　契約する相手の住所及び名称、島根県飯石郡飯南町上赤名126番地４、有限会社飯南自動車整備工場、代表取締役　長谷川城昭。

２ページをご覧ください。入札状況書になります。

事業名、令和８年度町営バス車両購入事業。入札の日時は、令和８年５月20日午前10時。落札金額は、1,210万7,790円で、入札の方法は、一般競争入札となります。落札者は、有限会社飯南自動車整備工場。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となり、仮契約金額は1,331万2,290円となります。なお、落札率は96.18％でした。

続く３ページに、物品売買仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。

なお、今回購入する車両につきましては、赤名吉田線のバス車両を更新するものとなります。議案第49号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第50号、令和８年度飯南町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括についての説明を求めます。

○副町長（曽田　卓文）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　曽田副町長。

○副町長（曽田　卓文）　番外。議案第50号について説明します。

令和８年度飯南町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,633万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,969万４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

２ページ目をご覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国庫支出金。補正前の額に910万２千円を追加し、６億6,042万１千円。

款、県支出金。補正前の額に192万５千円を追加し、５億1,960万５千円。

款、繰入金。補正前の額に2,050万円を追加し、５億816万７千円。

款、諸収入。補正前の額に480万７千円を追加し、１億8,643万７千円。

歳入合計。補正前の額に3,633万４千円を追加し、84億5,969万４千円。

次のページをお願いします。３ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。補正前の額に 20 万２千円を追加し、6,952 万８千円。

款、総務費。補正前の額に 2,678 万３千円を追加し、16 億 9,797 万１千円。

款、民生費。補正前の額から 123 万６千円を減額し、18 億 1,973 万８千円。

款、衛生費。補正前の額に 922 万２千円を追加し、９億 1,696 万５千円。

款、農林水産業費。補正前の額に 64 万８千円を追加し、７億 3,340 万８千円。

款、商工費。補正前の額に 280 万７千円を追加し、４億 2,624 万８千円。

款、土木費。補正前の額から 865 万１千円を減額し、８億 1,015 万７千円。

款、消防費。財源更正により、補正額ゼロで２億 5,682 万７千円。

款、教育費。補正前の額に 655 万９千円を追加し、５億 7,679 万３千円。

次のページですが、歳出合計。補正前の額に 3,633 万４千円を追加し、84 億 5,969 万４千円。

次のページをお願いします。続いて５ページ、第２表　債務負担行為補正です。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和９年度分）。期間、令和９年度から令和 12 年度まで。限度額 1,450 万円。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和９年度分）保育士分。期間は令和９年度から令和 12 年度まで。限度額 580 万円。

これら２つについては、医療福祉従事者及び保育所を目指す学生の複数年度にまたがる助成金について、上段については看護師２名、介護福祉士３名、計５名分を想定したもの。

また、下段の保育士は２名分を想定した債務負担行為です。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは６ページから事項別明細書ですが、めくっていただきまして７ページ、１総括です。歳入、説明を省略させていただき８ページの歳出について、歳出の歳出合計の補正額の財源内訳です。国県支出金 1,102 万７千円の増。その他特定財源 3,193 万１千円の増、一般財源 662 万４千円の減です。

続いて９ページをお願いします。２　歳入です。概要説明資料は１ページになります。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、最高裁判決に基づく生活保護費の追加給付による増額。

続く、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、戸籍住民基本台帳システム改修に伴う増額。

目、消防費国庫補助金は、ハザードマップ作成に係る補助金ですが、交付決定に伴いまし

て、防災安全交付金から、社会資本整備総合交付金への財源変更です。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費県補助金は、造林標準単価等の改定に伴う増額。

目、商工費県補助金は、移動販売等に係る新規事業者への補助金交付による増額です。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金、目、まちづくり基金繰入金は、基金戻入れによる減額。

目、ふるさと応援基金繰入金は、飯南高校支援バス更新に充当するもの。

目、みらい人材育成基金繰入金は、飯南高校生の海外留学支援事業実施による増額です。

続いて 10 ページです。

款、諸収入、項、目ともに雑入は、宝くじ助成事業について、２団体の新規採択による増額と、造林標準単価等の改定に伴う増額です。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは 11 ページ、３　歳出になります。概要説明資料は２ページです。

款、項、目ともに議会費。一般職人件費、議会経常管理費、ともに人件費に係る補正額です。

これ以降、全 71 事業のうち、45 事業が人件費に係る補正額として計上されていますが、採用退職含む人事異動に伴う増減と共済負担率の変更がありまして、それに伴う減額となっています。後ほど給与費明細書で一括説明をしますので、これ以降の説明を省略させていただきます。

○防災危機管理室長（三島　光暁）

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。犯罪被害者等支援事業についてです。本会に提出しております議案第 40 号の犯罪被害者等支援条例の制定予定を踏まえまして、犯罪被害に遭われた方に対しての見舞金を支給するための増額となります。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて、目、財産管理費。電気通信施設臨時管理費は、下来島地内の光ファイバーケーブル回線について、地上高の是正工事実施に伴う増額です。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、支所費。志々支所臨時管理費は、さつき会館敷地内の街灯修繕による増額です。

角井簡易郵便局事務受託業務は、会計年度任用職員の給与算定見直しによる減額です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

続いて12ページをご覧ください。

目、地域振興費。定住促進対策事業につきましては、事業所用の住宅に関する補助金の申請の増に伴う増額です。

地域・人づくり事業につきましては、宝くじ助成事業の採択による補助金の増額です。千束自治会と中市下自治会の２団体になります。

飯南高校教育支援事業につきましては、飯南高校支援公用車、ガーラミオ 45 人乗りの更新による増額。そして飯南高校海外留学支援事業の新たな実施に伴います増額としております。飯南高校の支援につきましては３名を想定しております。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、予算書は 13 ページ。概要説明資料は３ページとなります。

項、目とも戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載対応などに対応するためのシステム改修費用の計上となります。

○保健福祉課長（安部　　農）

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉施設費。来島保健センター経常管理費は、消防設備点検の結果による修繕料の増額です。

○福祉事務所長（高木　ゆかり）

続いて、予算書 14 ページです。

項、生活保護費、目、生活保護扶助費。生活扶助費は、平成 25 年から実施された生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、生活保護受給者への保護費の追加給付による増額です。

○建設課長（田村　　剛）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金及び予算書 15 ページ、下水道事業会計補助金合併浄化槽につきましては、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋　克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金についても、特別会計のほうで説明します。

○保健福祉課長（安部　　農）

概要説明資料は４ページになります。

目、予防費。感染症予防事業は、定期接種で用いるインフルエンザワクチンについて、75 歳以上の方は予防効果を高めるために、標準容量の４倍の抗原量となる高用量ワクチンへの変更に伴う増額です。

○病院事務長（高橋　克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金については、事業会計のほうで説明します。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費は、水冷式ヒートポンプ修繕による増額です。

○産業振興課長（深石　尚志）

続いて 16 ページ、款、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費。森林整備地域活動支援交付金事業は、造林標準単価改正による事業費の増額です。

目、造林費。町行造林事業補助、森林整備協定事業補助は、造林標準単価改正による事業費の増額です。

○商工観光振興室長（門脇　貴子）

続いて予算書 17 ページです。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。創業支援事業については、移動販売・宅配支援事業実施予定者への補助金の増額です。

目、観光費。酒づくり交流館臨時管理費については、煙突撤去に向けたアスベスト、ダイオキシン等のサンプリング分析調査実施のための増額です。

大しめ縄の町ブランド推進事業については、大しめ縄撚り合わせ記念事業の仮設観覧席設置の際の支障木伐採等による増額です。

○建設課長（田村　　剛）

続いて予算書 18 ページ、概要説明資料は５ページです。

款、土木費、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては公営企業会計で説明します。

○防災危機管理室長（三島　光暁）

続いて、款、消防費、項、消防費、目、災害対策費です。歳入の説明でもありました、国庫支出金の防災安全交付金から社会資本整備総合交付金への財源変更です。歳出の増減はございません。

○教育次長（石飛　幹祐）

続いて教育費です。予算書 18 ページから 19 ページ、概要説明資料は５ページをご覧ください。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費です。小学校共通臨時管理費は、志々小学校の閉校に伴う記念式典の実施と記念映像作成など、実行委員会で行うための増額補正です。

続いて、項、保健体育費、目、体育施設費です。頓原町民グラウンド臨時管理費は、町民グラウンド倉庫の屋根の修繕を行うための増額補正です。以上です。

○総務課長（永井　あけみ）

続きまして、20 ページから給与費明細書になります。

はじめに、1 特別職です。比較の欄をご覧ください。共済費で 22 万６千円の減額ですが、特別職の共済負担率の変更による減額です。

続いて、21 ページ、２一般職ですが、22 ページの合計となりますので、22 ページのほうをご覧ください。

はじめに、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員です。令和７年度の退職者６名に対し、新規採用者は一般職３名、保健師２名の計５名でありまして、そこに加えて、暫定再任用職員が短時間勤務となったことから、職員数の全体合計から外れております。現在の正規職員数は 84 名ですが、中途採用者２名を見込んでおりまして 86 名としております。退職者の影響に加えて、中途採用者２名分については、６か月分の人件費としていることから、給料、職員手当とも減額となっておりまして、加えて、共済負担率の変更による減額も大きく、合計で 1,332 万円の減額となっています。

続いて、イ会計年度任用職員については、職員数に変更はありませんが、人事異動と雇用形態の変更に伴いまして報酬が増額となっています。また、共済費は正規職員と同様に負担率の変更による減額です。

続く 23 ページからは、給料及び職員手当の増減額の明細、給料及び職員手当の状況を記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。議案第 50 号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、13 時といたします。

午前１１時４８分休憩

……

午後　１時００分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

議案第 51 号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第 51 号について説明します。

令和８年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135 万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億 2,243 万２千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　次の２ページをお願いします。第１表　歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。
款、繰入金。補正前の額から135万７千円を減額し、6,035万２千円。
歳入合計。補正前の額から135万７千円を減額し、６億2,243万２千円。
　３ページをお願いします。歳出です。款の合計額を読み上げます。
款、総務費。補正前の額から135万７千円を減額し、1,740万５千円。
歳出合計。補正前の額から135万７千円を減額し、６億2,243万２千円。
　続きまして、事項別明細書の５ページの１総括。歳入の説明は省略しまして６ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳は全てその他特定財源です。135万７千円の減額です。
　７ページをお願いします。概要説明書は６ページになります。２歳入です。
款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。職員給与費等繰入金は、人事異動による繰入金の減額です。
　８ページをお願いします。３歳出です。
款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費は人事異動による減額です。
　９ページ以降の給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。
議案第51号の説明は以上です。
○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。
　次に、議案第52号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）及び議案第53号、令和８年度飯南町病院事業会計補正予算（第１号）の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
○病院事務長（高橋　克裕）　議長。
○議長（早樋　徹雄）　高橋病院事務長。
○病院事務長（高橋　克裕）　番外。議案第52号について説明します。
　令和８年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,571万５千円と定める。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次のページ、第１表　歳入歳出予算補正です。款について読み上げます。
歳入。款、県支出金。新たに 22 万８千円を追加するものです。
款、繰入金。補正前の額から 40 万円を減額し、1,743 万円。
歳入合計。補正前の額から 17 万２千円を減額し、4,571 万５千円。
３ページです。
歳出。款、訪問看護事業費。補正前の額から 17 万２千円を減額し、4,551 万５千円。
歳出合計。補正前の額から 17 万２千円を減額し、4,571 万５千円。
４ページ、事項別明細書です。５ページの１総括。歳入については説明を省略し、次の６ページ、歳出です。歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金が 22 万８千円、その他特定財源が 40 万円の減額となります。
７ページ、２歳入です。
款、県支出金、項、県補助金、目、訪問看護県補助金。訪問看護事業補助金は、賃上げ物価上昇に対する支援事業費給付金となります。これは国の令和７年度補正予算医療介護等パッケージに係るものです。
款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。歳入の増、歳出の減により、繰入金を減額するものです。
８ページ、３歳出です。
款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費は正規職員、訪問看護経常管理費では、会計年度任用職員について、共済負担率変更による人件費の減となっております。
次のページから給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。
議案第 52 号についての説明は以上です。

続きまして、議案第 53 号について説明します。
第１条　令和８年度飯南町病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。第１款、病院事業収益。既決予定額に 51 万円を追加し、11 億 1,840 万４千円。
第２項、医業外収益。既決予定額に 51 万円を追加し、３億 2,776 万９千円。
支出。第１款、病院事業費用。既決予定額から 1,002 万３千円を減額し、12 億 7,637 万６千円。
第１項、医業費用。既決予定額から 1,020 万３千円を減額し、12 億 6,534 万９千円。
第２項、医業外費用。既決予定額に 18 万円を追加し、1,002 万７千円。
第３条　予算第４条本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,975 万２千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 395 万９千円と過年度分損益勘定留保資金 4,579 万３千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正する。
収入。第１款　資本的収入。既決予定額から 434 万１千円を減額し、１億 3,474 万５千円。
第２項、一般会計出資金。既決予定額から 434 万１千円を減額し 9,716 万５千円。
支出。第１款　資本的支出。既決予定額から 117 万９千円を減額し、１億 8,449 万７千円。
第２項　企業債償還金。既決予定額から 117 万９千円を減額し、１億 4,094 万７千円。
　次のページです。
第４条　予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。
科目。（１）給与費。既決予定額から 1,020 万３千円を減額し、７億 5,431 万４千円。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
　３ページ、実施計画書です。目について読み上げます。
１.収益的収入及び支出。
収入。目、補助金。既決予定額に 51 万円を追加し、161 万１千円。
支出。目、給与費。既決予定額から 1,020 万３千円を減額し、７億 5,431 万４千円。
目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額に 18 万円を追加し、600 万４千円。
　次のページです。
２.資本的収入及び支出。
収入。目、一般会計出資金。既決予定額から 434 万１千円を減額し、9,716 万５千円。
支出。目、企業債償還金。既決予定額から 117 万９千円を減額し、１億 4,094 万７千円。
　５ページ、明細書になります。
１.収益的収入及び支出。
収入です。目、補助金につきましては、賃上げ物価上昇に対する支援事業給付金となります。こちらも令和７年度の国の予算の補正に係るものです。
支出。目、給与費です。人事異動、共済組合の負担率改定による減額になります。
目、支払利息及び企業債取扱諸費。企業債利息については、令和７年度の起債の利率が確定したものによる増額になります。
　次のページ、６ページです。
２.資本的収入及び支出。
収入。目、一般会計出資金。令和７年度の起債償還金確定による起債償還に係るルール分の一般会計からの繰入れの減になります。
支出。目、企業債償還金。令和７年度の起債の償還金が確定したものにより減額をするものです。
　次の７ページから付属の資料をつけておりますが、説明は省略いたしますので、ご覧いただければと思います。説明は以上となります。
○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第54号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第55号、令和８年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村建設課長。

○建設課長（田村　　剛）　番外。議案第54号について説明します。

第1条　令和８年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款　簡易水道事業収益。既決予定額から190万６千円を減額し、２億1,213万1千円。

第２項　営業外収益、既決予定額から190万６千円を減額し、１億1,013万1千円。

支出。第1款　簡易水道事業費用。既決予定額から42万４千円を減額し、２億5,350万８千円。

第1項　営業費用。既決予定額から14万６千円を減額し、２億3,739万円。

第２項　営業外費用。既決予定額から27万８千円を減額し、1,311万８千円。

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）総係費。既決予定額から14万６千円を減額し、1,737万円。

令和８年６月２日　提出、飯南町長。

次に、２ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1.収益的収入及び支出。

収入。目、他会計補助金。既決予定額から190万６千円を減額し、3,434万円。

支出。目、総係費。既決予定額から14万６千円を減額し、1,737万円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額から27万８千円を減額し、1,306万７千円。

次に３ページ、明細書です。概要説明資料は10ページです。

1.収益的収入及び支出。

収入。目、他会計補助金につきましては、令和７年度企業債借入れ利率の確定に伴う繰入れ額の変更による減額です。

支出。目、総係費につきましては、共済組合負担金保険料率の変更による減額です。

目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、令和７年度企業債借入れ利率の確定による減額です。

次の４ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましてはご覧ください。議案第54号の説明は以上です。

続いて、議案第55号について説明します。
第１条　令和８年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。第１款　下水道事業収益。既決予定額から166万７千円減額し、２億2,275万９千円。
第２項　営業外収益。既決予定額から166万７千円減額し、１億3,084万４千円。
支出。第１款　下水道事業費用。既決予定額に13万３千円を追加し、３億1,684万７千円。
第１項　営業費用。既決予定額から５万７千円を減額し、２億9,027万４千円。
第２項　営業外費用。既決予定額に19万円を追加し、2,357万３千円。
第３条　予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。
収入。第１款　資本的収入。既決予定額に330万円を追加し、２億2,171万６千円。
第１項　企業債。既決予定額に330万円を追加し、１億1,630万円。
次に２ページになります。
第４条　予算第５条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。
限度額の変更になります。
起債の目的、資本費平準化。変更前の限度額に330万円を追加し、変更後の限度額１億310万円です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。
第５条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。
（１）総係費。既決予定額から５万７千円を減額し、1,088万円。
令和８年６月２日　提出、飯南町長。
次に３ページ、実施計画書になります。目について読み上げます。
１.収益的収入及び支出。
収入。目、他会計補助金。既決予定額から166万７千円を減額し、8,050万円。
支出。目、総係費。既決予定額から５万７千円を減額し、1,088万円。
目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額に19万円を追加し、2,355万２千円。
２.資本的収入。
収入。目、企業債。既決予定額に330万円を追加し、１億1,630万円。
次に４ページ、明細書です。概要説明資料は11ページになります。
１.収益的収入及び支出。
収入。目、他会計補助金につきましては、令和７年度企業債借入れ利率の確定に伴う繰入れ額の変更による減額です。
支出。目、総係費につきましては、共済組合負担金保険料率の変更による減額です。
目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、同じく令和７年度企業債借入れ利率の確定による増額です。

次に５ページ、概要説明資料は 12 ページになります。

１.資本的収入。

収入。目、企業債は、資本費平準化債の発行可能額の増に伴う増額です。

次の６ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第 55 号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

日程第８　質疑

○議長（早樋　徹雄）　日程第８、これより質疑を行います。

はじめに、報告第２号、令和７年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第３号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、同意第７号、農業委員会の委員の任命についてから、同意第 20 号、同じく農業委員会の委員の任命についてまでの 14 議案について一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町一般会計補正予算（第９号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

12 ページですね、歳入についてちょっとお尋ねいたします。

16 款の２項１目立木売払収入ですね。これ説明、補正額の内容のところにも書いてありますが、施業予定地見送りによる減ということで、理由があがっておりますが、この見送った原因、理由ですよね。尋ねたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

４番、高橋議員の質問にお答えしたいと思います。この事業につきましては、伐採の条件が整わなかったことによりまして、事業主、事業体が施業を行わなかったことによる見送りになっております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第６号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第５号））を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。６番。

支出のほうで、工事請負として３月補正の入力を誤ったということでございましたけども、どういう誤りだったのか説明いただけますか。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村建設課長。

○建設課長（田村　　剛）　番外。

支出、３月補正入力の誤りということでございますけども、企業会計システムはちょっと一般会計システムと違うシステムを利用しておりまして、令和７年度に新しく更新をしております。

支出については、もうその項目は全て支払い終わっておりましたので、不用額を減額する予定でしたけども、起票、伝票起票、年度途中にする段階において、操作を誤ったことによりまして、その項目の予算額が、実際の予算額よりちょっとシステム上増えた状態で表示をされておりました。

その予算額から、実際の支出した額の差額を見て、減額をしたわけでございますけれども、実際には予算額のほうが実際の本来の予算額より増えとった、多く、システム上表示されてたということで、予算額をおとし過ぎてしまったという状況になります。

ので、３月補正後において、予算額が支出額よりちょっと少ない状況となってしまったということで、そういった誤りがございました。操作のミスでございましたので、申し訳ございません。本来の予算額まで、ちょっと増額をさせていただき、支出した額まで増額をしたということでございます。以上です。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

理解し難いところもあるんですが、要するに、今回補正は増額補正ですよね。だから要するにこの補正をしなければ、完結しないという意味合いかと思うんですが、この補正をすることによって支払いが生じると思われますけども、これ、これが成立しないと支払いができない。そうじゃないわけですから。でも今今回補正しても、もう支払いませんよね。

ちょっと違いますか。もう一遍ちょっと説明を、わかるように説明いただければと思いますが。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○建設課長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村建設課長。

○建設課長（田村　　剛）　番外。

支払いのほうは３月 31 日で終わってますので、ただ、今、ちょっとこのシステムが支出と予算額が連動してないというか、状況でございますので、予算額が非常に減、支出が表示されてたということ。どう説明したらいいですか。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

すいません。予算に関わることですので、財政担当課である総務課のほうからもお答えさせていただきます。

承認第５号につきましては、３月31日に専決処分で行っておりますので、こちらの支払いにつきましては、専決処分で処理をしておりますので、これから支払いということはございません。以上です。

○６番（景山　登美男）　はい。わかりました。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号、飯南町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、飯南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、飯南町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号、飯南町立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、飯南町みらい人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、令和８年度頓原地区こども広場整備工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号、令和７年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（１工区）請負変更契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

追加工事の湧水処理についてお尋ねしたいと思いますが、これを見ますと説明書を見ますと、地下排水処理の追加とあります。湧水のその量と、おおむねどのぐらいの湧水がわいているのかということと、この地下をどのぐらい掘り下げて、またどのような工法で処理されるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。

湧水の量ですけども、僅かずつですけども、途切れることなく、水が流れているような状況でして、この湧水箇所は、当初から把握はしておりませんで、これをそのまま埋めると、ほかの場所にまわるおそれがありますので、今の用水の少し近くのちょっと下がったところに、排水溝があったんですけども、その中に有孔管のパイプを入れまして、砕石でまいて埋めるという形の地下排水処理を行いました。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　　丘）　７番。

本件の入札は４月22日ということで、仮契約もその日に締結されていますが、1か月以上、既に経過している状態の仮契約ということになっておりまして、仮契約の有効期限というのはないんでしょうけれども、入札の時期が、その時期にせねばならなかった理由があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　三島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　番外。

７番、安部議員の質問にお答えします。

例年ですね４月に入札をしておりまして、例年こういう形ということが頭にはあるんですけども、そういったところで、なるべく早くですね業者さんを決めて、調整しながら議会へとご報告ということで、形をとっておりますので、４月に行っているということでございます。説明は以上でございます。

○７番（安部　　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　　丘）　はい。

調達の具合を図るということでもないということで、極端なことを言うと、予算を、今の説明ですと、予算を固めるのに早い時期の方がいいという内輪の都合みたいな形ではございますけれども、調達に支障がなければ、なるべく、仮契約書の期間を短くすべきではなかろうかというふうに私のほうは理解をしますけども、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　三島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（三島　光暁）　番外。

７番、安部議員様にお答えします。

おっしゃられるとおり今まで業者さんのほうからですね、そのようにしてほしいという要

望はございませんが、やはり言う通り、ここ最近はですね、社会情勢によりまして急激に高騰したとか、そういったこともございますので、先ほどのご意見を参考に、ちょっと今後は業者さんとも相談しながら、検討してまいりたいと思いますので、そのようにいたします。説明は以上でございます。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号、財産（町営バス車両）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。６番。

予算書17ページの観光費、その中の酒造り交流館臨時管理費ですけども。失礼しました。

○議長（早樋　徹雄）　議案第49号の町営バス車両について質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員。

○５番（安部　誠也）　はい、５番。

入札方法一般競争入札でございますが、一社のみ入札だったんでしょうか。お尋ねします。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。

指名競争入札ではなく、一般競争入札という手法をとらせていただきました。

過去には指名競争入札ということで対応しておったという時期もございましたが、なかなか、その部分に対して参加資格を持たれる業者の方がなくなってきたというところで、令和７年度、昨年度バスの購入においても、一般競争入札のほうを実施させていただいております。

それにつきまして、公告ということで、５月１日のところで公告をかけておるんですけれども、広く周知を行っておると、ホームページ等も利用しておりますが、入札参加に関して期限内に申請を行った方が１社だったということで、１社のみの入札となっております。

以上です。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号、令和８年度飯南町一般会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。はじめに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　はい、よろしいですか。それでは続いて歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。６番。

先ほどは大変失礼いたしました。

先ほど言いかけましたように、16ページの観光費の中で酒造り交流館臨時管理費として、概要説明によりますと､煙突撤去に向けたサンプリング分析調査費ということでございます。ということはもちろん撤去に向かって進む第一歩ということになろうかと思うんですけども、今、これからの段取りといいますか、スケジュールといいますか、そうしたことの説明をお願いしたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○商工観光振興室長（門脇　貴子）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　門脇商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（門脇　貴子）　番外。

お答えいたします。

今後の予定についてですけれども、この６月議会終了後、可決後、早速サンプリング分析調査のほうを行いたいと考えております。

その調査を受けて、煙突撤去は来年度、令和９年度当初で予算計上して、撤去のほうにすすみたいと考えております。

サンプリング調査ですけれども、こちらですが、煙突自体が、昭和30年代から建造されているようでして、この当時のものが、アスベストですとか、ダイオキシンというふうに付着している恐れがあるということで、そちらの調査になります。そちらのサンプリング調査を行いたいと考えております。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

おおむねわかりました。そういう調査で、その調査によってその撤去そのものが、調査によって変わるということはなくて、あくまでももう撤去はすると。そのためにはこういう調査をしておかなきゃいけないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○商工観光振興室長（門脇　貴子）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　門脇商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（門脇　貴子）　番外。

はい。そのとおりでございます。

調査によっては、付着しているものの量によって、若干撤去の手法が変わるということで、増額するかもしれないということです。金額が変わります。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

修繕費のことについてですが、街灯の修繕は、これはどういったものか教えてください。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○基幹支所長（渡邊　博司）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　渡邊基幹支所長。

○基幹支所長（渡邊　博司）　番外。

さつき会館の敷地内に街灯が３台たっておりまして、それの照明の球が切れておりまして、それの交換ということで予算計上させていただいております。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

球と申された、ＬＥＤとか、新しいのに変えられるんですか。

○基幹支所長（渡邊　博司）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　渡邊基幹支所長。

○基幹支所長（渡邊　博司）　番外。

ＬＥＤの照明にかえます。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員。

○５番（安部　誠也）　はい、５番。

補正額の内容で、共済と負担率の変更による減ということで、減額はいいことですが、どういったことで変更になったか。数値が変わったのか、掛金が変わったのかその辺ちょっと教えてください。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

共済負担率につきましては、主な理由がですね短期の共済負担率の引下げになりまして、令和７年度の 1000 分の 111.08 だったのが 1000 分の 10.06 引下げになりまして、1000 分の 101.02 になったというものです。

これの大きな理由ですけれども、2025 年の給与改定が非常に幅が、給与改定の幅が大きくて、標準報酬額が市町村全部上がったということで、それらの財源が増えたことによりましてこの負担率が引下げになったという内容でございます。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。８番。

修繕のことについてまとめて聞けばよかったんですけども、あと来島保健センターの消防設備点検の修繕、それとあとラムネ銀泉のヒートポンプの修繕。この内容について、どういったものだったかを教えてください。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。

最初に、来島保健センターの消防設備点検による修繕ですけども、これも誘導灯の予備電池の不良不足と、管球の切れで、今のＬＥＤタイプのものに誘導灯を３か所変える修繕でございます。

○基幹支所長（渡邊　博司）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　渡邊基幹支所長。

○基幹支所長（渡邊　博司）　はい。番外。

ラムネ銀泉のヒートポンプの修繕でございますが、現在２台で運行しておりますけども、

そのうちの1台が経年劣化により、運行するのに支障を来しておりますので、更新する修繕工事となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。８番。

ラムネ銀泉のヒートポンプは何年か前にも、修繕なり交換をしとったんじゃないですか。結構、サイクル的に短いような気がするんですけど、これは仕方ないんでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○基幹支所長（渡邊　博司）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　渡邊基幹支所長。

○基幹支所長（渡邊　博司）　番外。

ものがですねやはり古いものもありまして、それを今回更新をしておりますので、致し方ない部分はあるかと思います。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

民生費についてお尋ねしたいと思います。

14ページですね、３款３項３目、生活扶助費ですが、補正額の内容、概要を読みますと、最高裁判決による平成25年10月以降、生活保護受給者へ保護費の追加給付による増とあります。これは対象者としては何件、何人ぐらいが相当するものでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（高木　ゆかり）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　高木福祉事務所長。

○福祉事務所長（高木　ゆかり）　番外。

対象者としましては、現在、生活保護受給者の方については、11世帯12名で、現在は廃止になっておられますが､対象になられる方が19世帯というところで予算を計上しております。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

最後言われた19世帯というのは、今はそうではないけど、以前対象であったので対象になるという世帯ですか。19世帯と言われましたが。含めて19ですか、それとも単独で19が今

まで対象であったということでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○福祉事務所長（高木　ゆかり）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　高木福祉事務所長。

○福祉事務所長（高木　ゆかり）　番外。

この、追給の対象が、平成15年以降ということですので、その期間ずっとという方もあれば、その期間に例えば1か月ないしとか何年という方、様々合わせて19世帯ということです。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第52号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号、令和８年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号、令和８年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

全ての質疑をこれで終わります。

日程第９　委員会付託

○議長（早樋　徹雄）　日程第９、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、承認第２号、承認第４号、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 46 号、47 号、48 号、49 号、議案第 51 号、52 号、53 号、以上 12 議案。

教育経済常任委員会は、承認第５号、議案第 43 号、議案第 44 号、45 号、議案第 54 号、議案第 55 号、以上６議案。

予算特別委員会は、承認第３号、議案第 50 号、以上２議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定いたしました。以上で、委員会付託を終わります。

○議長（早樋　徹雄）

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会します。

なお、３日、４日は休会とし、本会議の再開は５日午前９時といたします。

一般質問される方は、本日午後５時までに通告書の提出をしてください。一般質問をされない方はその旨、ご報告をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

午後　１時５７分散会